



Title	「家牒」についての一考察
Author(s)	佐伯, 有清
Citation	北海道大学人文科学論集, 19, 1-14
Issue Date	1983-03-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34366
Type	departmental bulletin paper
File Information	19_PR1-14.pdf



「家牒」についての一考察

一

「家牒」とは、「譜牒」と同じ語であり、それはまた、『日本書紀私記』弘仁私記序に、

每一代使天下諸氏各獻本系。謂譜牒爲本系也。

とあるのによれば、「本系」と同類のものであった。ちなみに、「家牒」には、「譜牒」「本系」、すなわち系譜とは、まったく性格を異にする文書の名称がある。系譜である「家牒」は、「かてふ(かちよう)」と読むが、この方の「家牒」は、「けてふ(けちよう)」と訓じ、ある「家」、もしくは「家司」が出した「牒」のことである。⁽¹⁾

本稿があつかう「家牒」は、もちろん前者の「家牒」、すなわち系譜の方であって、この「家牒」の用語の初見は、『続日本紀』延暦九年七月辛巳条である。その条には、

佐伯 有清

左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞。治部少輔從五位下百濟王元信。中衛少將從五位下百濟王忠信。図書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守津連真道等上表言。真道等本系出自百濟國貴須王。……逮于他田朝御宇敏達天皇御世。高麗國遣使上烏羽之表。群臣諸史莫之能說。而辰尔進取其表。能說巧写。詳奏表文。天皇嘉其篤學。深加賞歎。詔曰。勤乎懿哉。汝若不愛學。誰能解讀。宜從今始近侍殿中。既而又詔東西諸史曰。汝等雖衆。不及辰尔。斯並國史家牒。詳載其事矣。

とある。ここには「國史家牒」とあるが、大同二年(八〇六)に成立した『古語拾遺』にも、

國史家牒。雖載其由。二委曲。猶有所遺。

とあって、「國史家牒」の語句がみえる。『続日本紀』延暦九年七月辛巳条、および『古語拾遺』にみえる「國史家牒」の「國史」は、前者が、『日本書紀』を意味し、また後者は、『日本書紀』『続日本紀』

の両書をさしており、延暦・大同ごろに、「国史家牒」という言葉が「流行語であつたらし」と、坂本太郎氏は、つとに指摘している。「国史家牒」のことが記されている他の史料として、『因幡国伊福部臣古志』の序があげられる。この序は、延暦三年（七八四）の年紀を持ち、現伝の写本には、

式観前條。眇稽玄古。自国常立尊以降。迄素戔鳴尊者。

披閱国史、可知。

とあつて、傍点を付した「前條」の言葉のままでは、文意がとおらないから、「前條」は、「家牒」の誤写であり、下の傍点をつけた「国史」と相俟つて、延暦・大同ごろの「流行語」が、この序にもみられるのである。⁽³⁾

なお「国史家牒」という言葉には、典拠がある。任昉の『王文憲集』序に「其先自秦至宋。国史家牒詳焉」、宇文迥の『庾信集』序に「国史家牒。世莫詳焉」、白居易の『海州刺史裴君夫人李氏墓誌銘』に「得於国史家牒云」などとみえるように、「国史家牒」の語句は、中国古文にしばしば使われている。おそらく、『続日本紀』や「古語拾遺」などにみえる「国史家牒」の語句は、上記のような中国の文献に典拠するものであろう。

「家牒」が、どのような内容のものであつたのかは、『三代実録』貞観三年八月十九日庚申条に、

左京人散位外從五位下伴大田宿禰常雄賜伴宿禰姓。先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等奏言。常雄欸偁。謹稽家牒。伴大田宿禰同祖。金村大連公第三男狭手彦之後也。

狭手彦。宣化天皇世。奉使任那。征新羅。復任那。兼助百濟。欽明天皇世。百濟以高麗之寇。遣使乞救。狭手彦復為大將軍。伐高麗。其王踰城而遁。乘勝入宮。尽得珠寶貨賂以獻之。⁽⁴⁾磯城嶋天皇世。還來獻高麗之囚。今山城国狗人は是也。狭手彦再使海外。征伐兩國。尽力絶城。復立二国。身尊當時。功流後代。但古人朴質。除兩國尽力非私。皆賜別姓。是以子孫不得大部。別賜大田宿禰。而狭手彦之弟阿彼布古。承父為大部連公。自斯而後。恐子孫之不廣。無復更賜別姓。

とあることによつて、うかがえる。この記事に「謹稽家牒」とある「家牒」は、『新訂国史大系』の『三代実録』が「謀、恐当作牒」と頭注しているように、「家牒」とみなしてよいであろう。それはともかく、この記事から「家牒」には、始祖の記載に始まって、祖先の人たちの名、およびその功績が、かなり詳細に記されていたことが推知できるのである。この事實は、「斯並国史家牒。詳載其事矣」とある『続日本紀』延暦九年七月辛巳条に、

貴須王者百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者。日神降靈。奄扶余而開国。天帝授籙。惣諸韓而称王。降及近肖古王。遙慕聖化。始聘貴国。是則神功皇后摂政之年也。其後輕嶋豊明朝御宇応神天皇。命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟。搜聘有識者。国主貴須王恭奉使臣。挾採宗族。遣其孫辰孫王一名智随使入朝。天皇嘉焉。特加寵命。以為皇太子之師矣。於是。始伝書籍。大闢儒風。文教之興。誠在於此。

難波高津朝御宇仁德天皇。以辰孫王長子太阿郎王為近侍。太阿郎王子玄陽君。玄陽君子午定君。午定君生三男。長子味沙。仲子辰仁。季子麻呂。從此而別始為三姓。各因所職以命氏焉。葛井。船。津連等即是也。

二

現に「家牒」として知られているものに、『齋部氏家牒』がある。この「家牒」は、『大倭神社註進狀』の裏書にみえるものであり、その全文を『大和志料』が引用しているが、ここに、あらためて、その全文を掲げれば、次のとおりである。

- (1) 天地初発之初。於天中成出神申天御中主神。其御子申高御產靈神。次申神御產靈神。次申津速產靈神。
- (2) 高御產靈神子申天思兼命。次申天太玉命。次申櫛明玉命。次申栲幡千千姫命。
- (3) 天思兼命子申天手力男命。阿智遠祖神。天太玉命子申天鈿女命。猿女君遠祖。次申天富国太命。齋部遠祖。櫛明玉命子申天明玉命。玉作遠祖。

- (4) 神御產靈神 命。其子申 止売命 遠祖。

- (5) 津速產靈神子申與 產靈命。其子申天子屋根命。中臣遠祖。

- (6) 天地初判之時。伊弉諾伊弉冉神二神。為夫婦生日神。亦曰天照大神。次生月神。亦曰月読神。二神天地照臨。故天上送昇

給。次生素戔男神。此神心暴惡。故根国追逐給。然天照大神奉相見。而天昇給之時。櫛明玉命。八坂瓊之曲玉献上受而天照大神献上。然天照大神有濁心而不相見言語。素戔男神約誓而曰。吾者有濁心生女。有清心生男。而八坂瓊之曲玉。天真名井振濯。佐加美仁食。吹棄氣吹之中。成出神申天忍穗耳命。天照大神清心感。天忍穗耳命子養也。

- (7) 其後素戔男命。天津罪行而無道。故天照大神怒。于石窟幽居。而石戸閉給。天地常闇成昼不知。八十万神等愁迷。天思金神深慮。使石凝止売命作八咫鏡。天明玉命作八坂瓊之曲玉。天子屋根命五百箇真坂木根起。而上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白和幣。天太玉命捧持称申。天子屋根命相副祈禱申。天鈿女命真佐木為鬘。日蘿葛為襪。小竹猷戀葉為草。鐸付之矛持。而伏槽庭火燃蹈響。神懸俳優歌舞。又石凝止売命鑄日像鏡。初鑄少不意。是木国日前神。次鑄其象美麗。是伊勢天照大神也。天太玉命捧持。而此宝鏡者明麗。恰如汝神。御戸開而御覽称辞申。天子屋根命具祈禱申。于時天照大神少開戸而御覽給。天手力男命石戸引開奉出。時天子屋根命。天太玉命斯利久女繩廻懸請申。又還幽給勿。仍罪乎素戔男神婦。千座置戸科世焉。首髮手足爪為贖物。而天子屋命青和幣白和幣乎以天津太告刀乎乃利天除々而諸神追降給。素戔男命天上与利降。到出雲国日川上。十握劍乎以斬大蛇給。草薙劔尾中取。天金 根命乎使献上。後奇稻田姫為夫婦生大己貴命。終入根国給。

- (8) 天照大神。栲幡千千姫乎天忍穗耳命為妃。而生天津彦瓊々杵

尊。天照大神。高皇產靈神。皇孫命崇養而勅曰。豐葦原瑞宝国者。吾子孫可主之地也。皇孫降而安国可治。天津日嗣天地無窮。以八咫鏡草薙劔授賜而永為天璽。亦此宝鏡。吾如見床同殿共為齋鏡。矛玉自從。仍天子屋根命。天太玉命。天鈿壳命配待志无。皇孫命。天石座押放。天八重雲押分。伊豆乃道分々々天降。日向高穗峰爾到給。山祇之女。木花開耶姬為妃。生彦彥火々出見命。此命海神之女。豐玉姬為妃。生彦波瀲命。此命從母玉依姬為妃。生神倭伊波礼彥天皇。々々帝宅倭畝傍山東南立。天太玉命孫天富貴命天富貴命太富貴命齋部諸氏人等率而以齋斧。山間之材切。以齋鉏櫃原之地堀而下津磐根宮柱太敷立。高天原千木高知。皇御孫命瑞御舍造奉仕。天富貴命天璽鏡劔持捧正殿奉安。又八咫瓊御吹玉御須丸懸。幣物積置。大殿祭祝詞申。次宮門祭祝詞申。天子屋根命孫天種子命天忍雲命天神壽詞奏申。又天津罪国津罪千座置戸科世天祓申請申。此時神与皇殿共床同御座。故神物皇物不分。宮内藏立申齋藏。天富貴命其藏物出入事奉仕。自其子孫永奉仕。又天太玉命社安房国立申安房社。天鈿壳命子猿女命奏神樂。永子孫女等神樂奉仕。

(9) 御間城入彦天皇御世。測神威畏給。而天富貴命六世孫玉櫛命小櫛命石凝姥命八世孫羸津足命足日陰命天目一箇命八世孫国振立命国振立命勅更鑄八咫鏡。造八束劔。為守身御璽。是至今天津日嗣高坐即之日。所献神璽鏡劔是也。於倭磯城笠縫邑神籬立。天照大神八咫鏡草薙劔三種神器玉矛奉還。使皇女豐鍬入姬命奉齋也。

(10) 活目入彦天皇御世及而。其祠伊勢度会五十鈴川上立。皇女倭姬命奉齋。于時天子屋根命。太玉命相殿祀祭。其後豐受大神外宮奉齋之時。兩神奉還。今者外宮相殿御座。

(11) 豐御食炊屋姬天皇御世。詔豐聰耳太子曾我馬子大臣。令撰先代旧事本紀之時。玉櫛命九世孫子麻呂承命献家記祝詞等。蒙寵冠位小智給。奉仕齋部藏出納職。仍負齋部首氏姓。

(12) 天万豐日天皇御世。子麻呂男。作加斯為神官以冠位小花下給。令主夏冬御卜事自此御世始焉。

(13) 天淳中原天皇御世。作加斯三世孫首。弟色夫知賜姓齋部連。首中臣大島連等奉勅撰錄裨田阿礼所語之古事。今古事記是也。阿礼者宇治土公庶流。天鈿女命之末葉也。

(14) 高天原広野天皇踐祚之日。色夫智上神璽鏡劔於天皇。中臣朝臣大島奏天神壽詞。是神代旧事之類。永為例載令。

この「齋部氏家牒」について、『大和志料』は、『古史ノ欠文ヲ補フニ足ルヘキモノ』と⁽⁶⁾した。後述するように、確かに『齋部氏家牒』には「古史」にみえない古伝が記されているので、古代史の史料として注目しなければならない。そこで、この「家牒」の成立時期・内容などについて、いささか検討を加え、史料としての価値を見極めておきたい。

説明の便を図って、『齋部氏家牒』の各段落の頭に番号を付したが、まず(4)と(5)、および(7)の蠹害による闕字の部分を復原しておこう。

(4)の「神御産靈神」 「命」の闕字の部分は、(2)・(3)・(5)の文章からみて、神御産靈神の子の神名が記されていたことは確実である。

神御産靈神の子と伝えられている神々には、『古事記』少名毘古那神段に「召久延毘古問時。答曰此者神産巢日神之御子。少名毘古那神」とみえるように、少名毘古那神があり、『日本書紀』神代下、

第九段の一書第七に「神皇産靈尊之女梓幡千幡姫」とあるように梓

幡千幡姫であり、また『出雲国風土記』には、嶋根郡加賀郷条に「御

祖神魂命御子。支佐加比売命、同郡生馬郷条に「神魂命御子。八尋

鉾長依日子命、同郡法吉郷条に「神魂命御子。宇武加比売命」、同

郡加賀神埼条に「御祖神魂命御子。枳佐加比売命」、出雲郡漆沼郷条

に「神魂命御子。天津枳比佐可美高日子命」、神門郡朝山郷条に「神

魂命御子。真玉著玉之邑日女命」などとあつて、多くの神名が神御

産靈神（神魂命）の子としてあげられている。さらに『新撰姓氏録』

左京神別中、爪工連条に「神魂命子多久都玉命」、和泉国神別、爪工

連条に「神魂命男多久豆玉命」、山城国神別、税部条に「神魂命子角

凝魂命」、河内国神別、多米連条に「神魂命児天石都倭居命」、和泉

国神別、紀直条に「神魂命子御食持命」とみえ、そして『先代旧事

本紀』神代系紀には「次神皇産靈尊 亦云神魂尊／児天御食持命紀伊直等

祖／次天道根命川瀬造等祖／次天神玉命葛野鶴巢主等祖／次生魂命猪使連等祖

とあるように、天御食持命以下四神の名があげられている。

しかし、(4)の「神御産靈神」命の闕字の部分に、少名毘

古那神・梓幡千幡姫・支佐加比売命（枳比佐加比売命）・八尋鉾長依

日子命・宇武加比売命・天津枳比佐可美高日子命・真玉著玉之邑日

女命・多久都玉命（多久豆玉命）・魚凝魂命・天石都倭居命・御食持

命（天御食持命）・天道根命・天神玉命・生魂命のいずれかの神名を

補うわけにはいかない。なぜならば、(4)の「神御産靈神」命

の下に「其子申」止売命の闕字の部分は、その下に「止売命」

とあることから推して、かならずや(7)の「其後素戔男命。天津罪行

而無道」云々の段に「天思金神深慮。使石凝止売命作八咫鏡」「又

石凝止売命鑄日像鏡」とみえる石凝止売命の「石凝」の二字とみ

なして間違いないからである。石凝止売命は、『日本書紀』神代上、

第七段の一書第三に「而上枝懸以鏡作遠祖天抜戸児石凝戸辺所作八

咫鏡」とあるように、天抜戸の子と伝えられている。とすれば、(4)の

「神御産靈神」命の闕字部分には、天抜戸の神名が記され

ていたことになる。天抜戸の神名は、『日本書紀』神代上、第七段

の一書第二に「諸神憂之。乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡」とあつ

て、天糠戸にも作る。史料(7)の「天思金神深慮。使石凝止売命作八

咫鏡」という伝承に相当する『古語拾遺』の文には、「爰思兼神。

深思遠慮議曰。宜令太玉神。率諸部神。造和幣。仍令石凝姥神

鏡作遠祖也。取天香山銅。以鑄日像之鏡」とあつて、『古語拾遺』

でも石凝止売命（石凝姥神）の父を天糠戸命に作っている。したが

つて(4)の闕字の部分は、

神御産靈神 子申天糠戸命。其子申石凝止売命。鏡作

遠祖。

のように補なつてよいであろう。天糠戸命（天抜戸・天糠戸）の父

神について、『日本書紀』神代紀は、なにも伝えていないが、『大倭

神社註進状』の裏書に『斎部氏家牒』とならんで記されている「鏡

作神社三座」条には、

神名帳云。大和国城下郡鏡作坐天照御魂神社一座^{大月次新嘗}社伝云。

中座天照大神之御魂也。伝聞。崇神天皇六年九月三日。於是地

改鑄日御象之鏡。為天照大神之御魂。今之内侍所神鏡。即当

社其像鏡奉齋。爾来号其地曰鏡作。

神名帳云。左座麻氣神者。天糠戸神。大山祇之子也。此神鑄作

日之御像鏡。今伊勢崇秘大神也。^{按反齋部家牒古語拾遺手神代卷符合}右座伊多神者。

石凝姥命。天糠戸命之子也。此神鑄作日象之鏡。今紀伊国日前

神是也。

とあって、天糠戸神を大山祇の子としている。大山祇は、『日本書紀』

神代上、第五段の一書第七に「伊奘諾尊。拔劔斬軻遇突智。為三

段。其一段是為雷神。一段是為大山祇神」云々とあるので、神御

産靈神（神魂命）には結びつかない。天糠戸神の父神を大山祇とす

るのが古い伝えなのか、神御産靈神とする方が、より古伝なのかは、

いま判断できないけれども、(4)の闕字部分は、鏡作氏の遠祖と伝え

る石凝止壳命の系譜が語られていたことは、上述のとおりであらう。

次に(5)の「津速産靈神子申興産靈命」の闕字部分は、『日本

書紀』神代上、第七段の一書第三に「至於日神閉居于天石窟也。

諸神遣中臣連遠祖與台産靈兒天兒屋命。而使祈焉」とあるのによ

れば、「台」の字とみなして誤らない。すなわち、(5)の文は、

津速産靈神子申興^台産靈命。其子申天子屋根命。中臣遠祖。

となるのである。また(7)の「天金^根根命乎使献上」の闕字部分は、

素戔男命が、大蛇の尾から得た劔を献上するのに使者となった神の

名の一字であるが、これに相当する神話は、『日本書紀』神代上、第

八段の一書第四に「素戔鳴尊、乃似天蠅斫之劔。斬彼大蛇。……

尾中有神劔。素戔鳴尊曰、此不可以吾私用也。及遣五世孫天

之葺根神。上奉於天」とあるから(7)の「天金^根根命」は、「天之

葺根命」と同一神であるとみなすことができる。(7)の「金」は、「之」

の誤写と考えられるが、「金」の字は、あるいは『古事記』須佐之男

命大蛇退治段に、須佐之男命の五世孫としてみえる「天之冬衣神」

の表記からすると、「冬」の字の誤写で、原本には、「天冬^根根命」

とあったかもしれない。「金」の草体は、「冬」の草体に近いので「金」

が「冬」の字の誤写だとすれば、下の^根には、『日本書紀』の「天

之葺根神」の「葺」という字を入れるわけにはいかなくなる。『粟鹿

大神元記』は、『古事記』の「天之冬衣神」を「天布由伎奴」に作る

ので、(7)の「天金^根根命」は、「天冬伎根命」と表記されていた可

能性もあるであらう。

三

さて、(7)の「天金^根根命」を「天之葺根命」、もしくは「天冬伎

根命」としたうえで、この神がでてくる神話、すなわち「素戔男命

天上与利降。到出雲国日川上。十握劔乎以斬大蛇給。草薙劔尾中取。

天冬伎根^{天冬伎根}根命乎使献上」という伝承を、同じく齋部氏の歴史を物語る

「古語拾遺」についてみると、同書には、

素戔鳴神。自_レ天而降_二到於出雲国簸之川上_一。以_二天十握劍_一……斬_二八岐大蛇_一。其尾中得_二一靈劍_一。其名曰_二天叢雲_一……乃獻_二上於天神_一也。

とあって、劍の献上に使役となつた神の名は記されておらず、『齋部氏家牒』が、齋部広成の撰した『古語拾遺』にもとづいて記述したものでないことは、この一点からも確認できる。

『古語拾遺』における神話は、

一聞。夫開闢之初。伊弉諾伊弉册二神。共為夫婦。生_二大八洲国及山川草木_一。次生_二日神月神_一。最後生_二素戔鳴神_一。而素戔鳴神。常以_二哭泣_一為_レ行。故令_二人民夭折_一。青山變_二枯_一。因_レ斯父母二神勅曰。汝甚無道。宜_二早退_一去於根国_一矣。

に始まり、これにつづいて、

又天地剖判之初。天中所生之神名。曰_二天御中主神_一。次高皇產靈神。……次神皇產靈神。〔前田本の『古語拾遺』には、「天中所生神名。曰_二天御中主神_一。其子有_二三男_一。長男高皇產靈神……次津速產靈神。……次神皇產靈神。……」とある。〕

と語られており、『齋部氏家牒』が(1)の「天地初発之初。於_二天中_一成出神申_二天御中主神_一。其御子申_二高御產靈神_一。次申_二神御產靈神_一。次申_二津速產靈神_一」で始まり、(6)で「天地初判之時。伊弉諾伊弉册神二神。為_二夫婦_一。生_二日神_一。亦曰_二天照大神_一。次生_二月神_一」云々としているのと順序を異にする。これも『齋部氏家牒』が『古語拾遺』とは、関係なく記述されたことを示すものである。

そこで、『古語拾遺』にはみえないこの「家牒」独自の所伝を取り

あげると、次のようになる。

(3)に「天思金命子申_二天手力男命_一。阿智遠祖神」とある箇所が、まづあげられる。天思金命の子を天手力男命とし、またこの神を阿智氏の遠祖とするのは、他にみえない。ただし、阿智氏の祖を天思兼命とする所伝は、『先代旧事本紀』にみえ、神代系紀に「天思兼命_{天降信濃国阿智祝部等祖}」とあり、また天神本紀に「八意思兼神兒表春命。信乃国阿智祝部等祖」とある。「家牒」と天神本紀とは、天手力男命と表春命とする点が相違するが、天手力男命を阿智氏の祖とする(3)の所伝も、無下にしりぞけられないであろう。

次に(8)の「宮内蔵立申_二齋藏_一。天富貴命其藏物出入事奉_レ仕。自_レ其子孫永奉_レ仕」は、『古語拾遺』の「宮内立蔵。号_二齋藏_一。令_二齋部氏永任_二其職_一」に当る伝承であるが、「家牒」に天富貴命が齋藏の出入の事に奉仕したとあるのは、独自の伝承として注目される。この前後の所伝を『古語拾遺』と比較してみると、ここに天富貴命があらわれるのは、不自然ではなく、これが古い伝承であることを思わせるのである。

また(9)の「御間城入彦天皇御世。測_二神威_一畏給。而天富貴命六世孫玉櫛命_{小狭額}。石凝姥命八世孫羸津足命_{足日陰}。天目一箇命八世孫国振立命_{国振別}。勅更鑄_二八咫鏡_一。造_二八束劍_一。為_二守身御璽_一。是至今天津日嗣高坐即之日。所_レ獻神璽鏡劍是也」は、『古語拾遺』の「至于磯城瑞垣朝。漸畏_二神威_一。同_二殿不_一安。故更令_二齋部氏_一。率_二石凝姥神裔_一。天目一箇神裔_二氏_一。更鑄_二鏡造_一。劍。以為_二護身御璽_一。是今踐祚之日所_レ獻神璽之鏡劍也」に相当する所伝であるが、ここでも「家牒」が

「天富貴命六世孫玉櫛命小篋命」以下、具体的に鏡劔の鑄造にあつた人名を記しているのが注目される。この所伝も、抛るべき古伝にもとづいたものであらう。

(12)の「天万豊日天皇御世。子麻呂男。作加斯為神官以冠位小花下給。令主夏冬御卜事自此御世始焉」は、『古語拾遺』の「至于難波長柄豊前朝白鳳四年。以小華下諱齋部首作賀斯。拜神官頭今神祇伯也。……夏冬二季御卜之式。始起此時」に相当し、両者の所伝は、ほぼ共通しているが、(11)の「豊御食炊屋姫天皇御世。詔豊聰耳太子曾我馬子大臣。令撰先代旧事本紀之時。玉櫛命九世孫子麻呂承命獻家記祝詞等。蒙寵冠位小智給。奉仕齋部藏出納職。仍負齋部首氏姓」という伝承は、もちろん『古語拾遺』にはみえない。ここに玉櫛命の九世孫とする子麻呂は、『日本書紀』大化元年七月庚辰条に「蘇我石川麻呂大臣奏曰。先以祭鎮神祇。然後応議政事。是日。遣倭漢直比羅夫於尾張国。忌部首子麻呂於美濃国。課供神之幣」とみえるだけで、(11)に子麻呂が(一)『先代旧事本紀』の撰定の時に、家記・祝詞を献じたこと、(二)冠位十二階の第十二位の小智を賜わったこと、(三)齋藏の出納職に奉仕したこと、(四)齋部首の氏姓を負ったことなどであるのは、他に所伝がない独自の伝承である。この四点からなる(11)の独自の所伝のうち、(一)と(四)とは、この「家牒」の成立時期を推しはかる目安になる。(一)の「豊御食炊屋姫天皇御世。詔豊聰耳太子曾我馬子大臣。令撰先代旧事本紀之時」という記載は、『日本書紀』推古天皇二十八年是歲条に「皇太子嶋大臣

共議之。録天皇記及国記。臣連伴造国造百八十部并公民等本記」とあるのに相当するが、ここに『先代旧事本紀』とあるのは、この「家牒」の記述された時期が、それほど古いものでないことを物語っている。

しかれば、現行の『先代旧事本紀』の序に「大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰」とあり、その序文に、

夫先代旧事本紀者。聖德太子且所撰也。于時小治田豊浦宮御宇豊御食炊屋姫天皇即位廿八年。歲次庚辰春三月甲午朔戊戌。撰政上宮厩戸豊聰耳聖德太子尊命大臣蘇我馬子宿禰等。奉勅撰定。宜録先代旧事。上古国記。神代本紀。神祇本紀。天孫本紀。天皇本紀。諸王本紀。臣連本紀。伴造国造百八十部公民本紀者。謹拋勅旨。因循古記。太子為儒。釈説次録。而修撰未竟。太子薨矣。撰録之事輟而不統。因斯且所撰定神皇系図一卷。先代国記。神皇本紀。臣連伴造国造本紀十卷。号曰先代旧事本紀。所謂先代旧事本紀者。蓋謂開闢以降当代以往者也。其諸皇王子百八十部公民本紀者。更待後勅可撰録。于時卅年歲次壬午春二月朔己丑是也。凡厥修撰題目顯録如左。とある記事が書かれた鎌倉中期より以後に、この「家牒」は述作されたものであらうか。しかしながら、『先代旧事本紀』が豊聰耳太子(聖德太子)によって撰録されたものとする所伝は、すでに早く承平六年(九三六)十二月に始まった『日本書紀』の講書のさいの「私記」に、

問。本朝之史。以何書為始乎。

師説。先師之説。以古事記為始。而今案。上宮太子所撰先代旧事本紀十卷。是可謂史書之始。何者。古事記者。誠雖注載古語。文例不似史書。即其序云。上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因訓述者。詞不逮心。全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之内。全以訓錄。即辭理難見。以注明意。云々。如比則所修之旨。非全史意。至于上宮太子之撰繫於年繫於月。全得史伝之例。然則以先代旧事本紀十卷可謂本朝史書之始。問。撰修此書之時。以何書為本乎。

師説。先師之説。以古事記為本。其時。又問云。若以古事記為本。何有相違之文哉。先師又説云。古事記者。只以立意為宗。不勞文句之難。仍撰修之間。頗有改易。云々。而今見此書。所載龜文者。全是先代旧事本紀之文也。注云云之處。多引古事記之文。況復旧事本紀者。上宮太子全依經史之例能勞文筆之難。或神名用訓之處。更不雜音。或嶋名用音之處。亦不雜訓。此近則。國常立尊。股馭慮嶋等。是其一端也。此書之難。已同彼書。況其所載。多引彼文。然則。可謂以先代旧事本紀為本所撰也。自余閩門假借之書。雖有其數皆稱一書。置於注。

とみえる。この「私記」にみえる「師説」とは、矢田部公望の説であり、また「先師之説」とは、藤原春海の説である。藤原春海は、延喜四年（九〇四）八月に始まった『日本書紀』の講書の博士を務

めた人物であり、この時の講書にも矢田部公望は、尚復として参加しており、そのさいの講義の記録が『延喜公望私記』として『和日本紀』に引用されている。

ところで、藤原春海が「本朝之史」の始まりの書とし、『日本書紀』の本となった書を「古事記」としたのに対し、矢田部公望が「上宮太子所撰先代旧事本紀十卷」をあげたのは、延喜の講書のころに、まだ『先代旧事本紀』が存在していなかったことを思わせる。しかし、延喜の講書のさいに矢田部公望が筆記した『延喜公望私記』に、公望私記云。案。先代旧事本紀第三云々。居於天稚彦門之湯津楓木之杪云々。

とみえ、しかも「先代旧事本紀第三云々」として引用されている「居於天稚彦門之湯津楓木之杪」は、現行の『先代旧事本紀』卷第三天神本紀の「留居於天稚彦門之湯津楓樹之杪」と同文といってよいから、すでに延喜四年（九〇四）には、現行の『先代旧事本紀』とほぼ同じ本が存在していたことは確かなのである。

この「家牒」の(1)にある「奉仕齋部藏出納職。仍負齋部首氏姓」という伝えも、他にみえない事柄であるが、「忌部首」とあるべきところを「齋部首」と記しているのは、この「家牒」が、『日本逸史』延暦二十二年三月乙丑条に、

右京人正六位上忌部宿禰浜成等改忌部為齋部。古記引 國史云

とあるように、忌部宿禰浜成らが忌部を齋部と改めた延暦二十二年（八〇三）三月以後に記述されたことを意味しているばかりでなく、(1)に『先代旧事本紀』のことが記されているのは、この「家牒」が、

『古語拾遺』が成立した大同二年（八〇七）二月以後に書かれたものであることを示している。というのは、『先代旧事本紀』には、『古事記』『日本書紀』とともに『古語拾遺』が引用されているからである。⁽¹⁰⁾

したがって、『齋部氏家牒』は、延暦にまでさかのぼって、その成立を論じることとはできないが、大同二年二月以後、延喜四年八月以前の時点に、その成立の時期を求めることは可能であろう。しかし、(13)に「首。中臣大島連等。奉勅撰録裨田阿礼所語之古事。今古事記是也」とあるのは、『日本書紀』天武天皇十年三月丙戌条に、

天皇御于大極殿。以詔川嶋皇子。忍壁皇子。広瀬王。竹田王。

桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千。小錦中忌部連首。小錦

下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大嶋。大山下平群臣

子首。令記定帝紀及上古諸事。大嶋。子首。親執筆以録焉。

とみえることを述べたものであるが、『日本書紀』にみえる「記定帝紀及上古諸事」を、この「家牒」が「今古事記是也」とするよう

に、『古事記』の撰録に結びつけているのは、いつごろ、このような

考え方が成立したのかを明確にしなければ、『齋部氏家牒』の成立時

期を本当におさえたことにはならないであろう。いま『日本書紀』

の「記定帝紀及上古諸事」を『古事記』の撰録のことと解するよ

うになった時点について、調べがつかないないので、『齋部氏家牒』

のはほぼ正確な成立時期の解答を示すことはできないが、次のことだ

けは、指摘しておくことができる。

その第一点は、この「家牒」の(11)に「豊御食炊屋姫天皇御世。詔

豊聰耳太子曾我馬子大臣。令撰先代旧事本紀之時。玉櫛命九世孫子麻呂承命獻家記祝詞等。蒙寵冠位小智給」とあるが、これに類する事実が、延暦三年（七八四）の年紀を記す『因幡国伊福部臣古志』の久遲良臣の譜文にも、

是久遲良臣者。小治田宮御宇豊御食炊屋姫天皇庚辰年。臣連伴

造国造諸民本記定賜。于時先祖等奉仕状具願白国造仕奉。

授小智冠也。

と記されており、この「家牒」の伝承には、古伝がふくまれていると考えられることである。

そしてその第二点は、「家牒」の(11)に「豊御食炊屋姫天皇御世。詔

豊聰耳太子曾我馬子大臣。令撰先代旧事本紀之時」とあるとはい

え、これが上述したように鎌倉中期に記述されたといわれる現行の

『先代旧事本紀』の序文に典拠があったとみなされないことである。

それは、『齋部氏家牒』の奥書に、

右大倭神社註進状并率川神社裏書者。大倭直盛繁自筆。拝見之。

即座写書之。大倭直盛繁者。後鳥羽院御宇之人也。文字低悟所

不知。浅学任本紙動幹墨。望後字之正。

応永二十九年仲春二九日

宮道述之

とあることによって確実である。すなわち『大倭神社註進状』の裏

書である『齋部氏家牒』は、後鳥羽院の時代の人であるという大倭

直盛繁の自筆であると、応永二十九年（一四二二）に宮道述之——ち

なみに、宮道述之の名は、久安五年（一一四九）三月の『多神宮注

進状』およびその裏書を載せている『和州五郡神社名帳大略注解』

卷四補闕の奥書にも、

大和国神名帳略解卷四旧本為「回録化」灰燼。愚僕雖「為」浅字「欲」補其欠。君子不「棄」街談。令「足」卷数。建「本」乎神名帳。考「之」於国史家牒。参「之」以「社」家者説。非「無」得失之是非。庶俟「後」賢之改正「云爾」。

于「時」。

文安第三丙寅之歳黄鐘上旬。

牟佐神禰宜 散位正六位上宮道君述之在判

とみえる——が記していることによつて、すでに十二世紀末、十三世紀初頭のころ、すなわち鎌倉初期以前に成立していたことが知られるからである。

四

さて大倭直歳繁が記したという『大倭神社註進状』の末尾には、依「国守貴命」而。古来秘伝。参「考」国史家牒。述作者也。撰社末社。祭礼次第。別記載「之」。仍註進状如「件」。

仁安二丁亥年也

二月十三日

献上

祝部大倭直歳繁謹書

とあつて、「二月十三日」の右肩に「仁安二亥年也」と記されている。注記の年紀を信じれば、『斎部氏家牒』の成立時期の下限は、仁安二年（一一六七）二月以前とすることができる。

ところで、大倭直歳繁が「参「考」国史家牒」したと書いているように、『大倭神社註進状』には、「家牒」が引用されている。すなわち、それは『大倭氏家牒』と称してよいものであるが、引用の全文は、次のごとくである。

(1) 家牒曰。腋上池心宮御宇天皇^孝元年秋七月甲寅朔。遷都於倭国葛城。丁卯。天皇夢有「一貴人」。对「立」殿戸。自称「大己貴命」曰。

我和魂自「神代」鎮「三諸山」。而助「神器」之昌建也。荒魂服「王身」在「大殿内」。而為「宝基」之衛護。即得「神教」而。天照大神。倭大魂神。並祭「於」天皇大殿之内。

(2) 磯城瑞籬宮御宇天皇^崇六年。百姓流離云云。共住不安。秋九月己酉朔也乙丑。天照大神託「豐鋤」入姫命。祭「於」倭国等縫邑。仍

立「磯城神籬」。亦倭大魂神託「淳名城」入姫命。祭「於」同国市磯邑。^{後改「名曰」大倭邑。}然淳名城入姫。髮落体瘦而不能「祭」。

(3) 七年秋八月癸卯朔己酉。穗積臣遠祖大水口宿禰等。共同夢而奏言。昨夜夢有「一貴人」。誨曰。以「市磯」長尾市。為「祭」倭大魂神之主。必天下太平矣。天皇得「夢辭」。益歡「於」心。朕当「采案」。乃「卜」使「物部連祖伊香色雄」為「神班物者」。吉之。冬十二月辛丑朔丁卯。命「伊香色雄」而。以「物部八十手」所作祭神之物。即以「大倭直祖長尾市」。為「祭」倭大魂神之主。定「神地神戸」。於是疫病始息。国内漸謐。五穀既成。百姓饒之。

(4) 纏向珠城宮御宇天皇^垂廿七年九月戊申朔甲子。以「皇女倭姫命」為「御杖代」。貢「天照大神」。倭姫命。随「神誨」立「宮」於伊勢国渡遇五十鈴川上「奉」遷焉。是時倭大魂神。著「大水口宿禰」而誨之。

曰。太初之時期曰。天照大神悉治高天原。皇御孫尊專治葦原中国之八十魂神。我親治大地官者。言已訖焉云云。大地主神之号起于是時矣。

ここに「家牒曰」とある(1)の伝承は、『日本書紀』孝明天皇元年七月条には「遷都於掖上。是謂池心宮」とみえるだけなので独自の伝承であるといえる。この(1)の伝承は、嘉祿二年の年紀を記す『大三輪神三社鎮座次第』に、「社伝」として、

腋上池心宮御宇天皇御世。神明憑吉足日命曰。吾国造大己貴命也。大初己命之和魂。取託八咫鏡。名曰倭大物主櫛瓶玉命。鎮座大三輪神奈備云云。令造瑞籬奉齋焉。随神託立瑞籬於大三輪山。遣吉足日命。令崇齋大己貴命大物主命。詔吉足日命。自今已後可為宮能売。是神宮部造先祖也。

とみえる伝承に部分的に照応するものである。(2)の伝承は、『日本書紀』崇神天皇六年条に、(3)の伝承は、同じく崇神天皇七年八月癸卯朔己酉条、および同年十一月丁卯朔己卯条に、そして(4)の伝承は、垂仁天皇二十五年三月丁亥朔丙申条に引く「一云」、ならびに「一云」条にみえる「取丁巳年条十月甲子」云々の所伝に相当し、文辭が共通する部分が多いから、(2)・(3)・(4)の伝承は、『日本書紀』に依拠したものであることはあきらかである。しかし部分的に表現や干支を異にするので、これらも『大倭氏家牒』の逸文とみなしてよいであらう。

さらに『大倭神社註進状』の末尾には、「率川神社」と題する記事、および「園韓神社三座」としての記事が付載され、

右率川神社記者。獻上於注進状之節。応哉人需。勸述者也。神秘口伝到其地可尋云。

十月廿一日

花押

と奥書されている。これらの記事には『大神氏家牒』が引用されている。すなわち、「率川神社」の条には、

大神氏家牒曰。小治田豊浦宮御宇天皇御世。建大神御子神跡神五十鈴命宮於春日率川邑。本名狹井川邑大神君白堤奉齋之。大宝年中。

始行祭礼。今三枝祭是也。養老年中。左大臣藤史建子守。母御三島諸縣耳之狹井神。大己貴命荒女玉櫛姫。魂大國魂命。

とみえ、また「園韓神社三座」の条には、

大神氏家牒曰。養老年中。藤史亦建園韓神社奉齋焉。

とある。

このように、『大倭氏家牒』『大神氏家牒』の両逸文が世に知られているが、これ以外に「家牒」の逸文として『紀氏家牒』が今に伝えられている。『紀氏家牒』については、田中卓氏に詳論があるので、⁽¹⁾ここでは省略にしたがう。

五

上に紹介した『齋部氏家牒』は、延暦にさかのぼる「家牒」でないことは、上述のとおりであり、また『大倭氏家牒』および『大神氏家牒』の成立時期は、いまのところ、あきらかにしないが、延暦、もしくはそれ以前の成立といえる「家牒」に、『大中臣氏家牒』

があったことがわかる。

この「家牒」について、まず永仁二年（一二九四）十一月に「於^{（法カ）}後光寺書写畢」とする奥書のある『大中臣氏系図』のことから取りあげることにしたい。

現在、『統群書類従』第七輯系図部に収録されている『大中臣氏系図』は、その巻尾に「元久二年二月廿六日」云々と記されているのによれば、栗田寛が、その著『新撰姓氏録考証』に引用した「元久二年注進、大中臣氏文」^{（12）}、および『大和志料』高市郡法光寺条に引用されている「奥書三元久二年ノ年号アリ春日旧社家富田氏蔵」という「大中臣氏文」^{（13）}をもとにして作成された系図であると考えられる。

この『大中臣氏系図』、したがってその系図のもとになった元久二年（一二〇五）の『大中臣氏文』には、よく知られている延喜六年（九〇六）に撰進された『新撰氏族本系帳』、いわゆる「延喜本系」が引用されている。その「本系」の「男祭主右大臣正二位行神祇伯兼皇太子傳勲四等大中臣朝臣清麻呂延暦七年薨」という記載の右肩に、近江守諸真家講云。中臣朝臣任^二神祇伯^一者。天照大神々主也云々。加^二大字^一始^二于茲^一。

という注記がある。

この注記にみえる「近江守諸真」とは、どういう人物であろうか。また「家講」とは、いったい何であろうか。これらの字句には、誤写か、誤植があることは間違いない。そこで、大中臣氏の一族の人にして近江守に任ぜられた人物を探してみると、大中臣諸魚という人がいたことが判明する。すなわち『続日本紀』延暦八年二月丁丑

条に、

式部大輔從四位下大中臣朝臣諸魚為^二兼近江守^一。左兵衛督如^レ故。とみえる。したがって、注記の「近江守諸真」は、「近江守諸魚」の誤写であることは確実である。

それでは、「家講」の方はどうか。彰考館所蔵本の『日本書紀私記』弘仁私記序に、

每一代使^二天下諸氏^一各献^二本系^一。謂^二譜講^一爲^二本系^一也。

とみえる「譜講」は、『新訂国史大系』本の頭注に「譜講、当撰諸本作譜牒、矢一本作譜牒」^{（14）}とあるように、「譜講」の「講」は、「牒」の字とみなして誤りなので、注記の「家講」は、「家牒」の誤記であることは確かである。したがって、この注記の文は、

近江守諸魚家牒云。中臣朝臣任^二神祇伯^一者。天照大神々主也云々。加^二大字^一始^二于茲^一。

と訂すことができる。

もっとも、こうした考証の手順をふまえても、「近江守諸魚家牒」のことについては、『日本紀略』延暦十一年閏十一月乙酉条に、

多治比子姉卒。参議大中臣諸魚母也。先^レ是。諸魚進^二家譜^一云。

中臣朝臣任^二神祇伯^一者。是天照大神神主也。累世相承。遭^二喪不^レ解者。勅^二不^レ躬^二喪紀^一。不^レ可^レ供^二神事^一。宜^レ令^二修^二其服^一。

とみえ、また『祭主補任』所引の『日本後紀』延暦十一年閏十一月乙酉条に、

從四位□多治比真人子姉卒。故右大臣正二位大中臣朝臣清麿之妻。参議從四位下守近衛大将兼神祇伯行式部大輔近江守諸魚之

妻。参議從四位下守近衛大将兼神祇伯行式部大輔近江守諸魚之

母也。先是諸魚等進家牒云。中臣朝臣任神祇伯者。是天照大神神主也。累世相承。遭喪不解者。勅雖不躬喪紀。不_レ可供_二神事_一。宜令終其服。

とあることからして、「近江守諸真家牒」が、「近江守諸魚家牒」の誤写であることが知られる。ただし『日本紀略』は、「諸魚進家譜」とあるように、「家譜」に作っているが、『祭主補任』所引の『日本後紀』が、「諸魚等進家牒」としているのが、正しい伝えとするべきであろう。

しからば、上掲の注記の「近江守諸魚家牒云。中臣朝臣任神祇伯者。天照大神々主也云々。加大字始于茲」は、『日本後紀』からの引用であろうか。いな、そうではあるまい。なぜならば、注記にみえる「加大字始于茲」も『大中臣氏家牒』にあった文と解するのが自然であろうから、注記の「家牒」は、別の伝えにもとづく引用文であると判断できる。とすれば、「加大字始于茲」というわずか六字にすぎぬ文は、延暦の『大中臣氏家牒』の逸文として注目する必要がある。この「加大字始于茲」が、『祭主補任』大中臣清麻呂条の末に、

姓氏録第十一云。神護景雲三年。右大臣中臣朝臣清曆加賜大字。とあり、また『太子伝玉林抄』巻第二十一、大織冠御本地事条に、

私云。案大中臣本系云。……中納言意美磨卿男。右大臣清曆。以神護景雲三年始賜大字。号大中臣卿。云々。

とあることに相当する記事であることは、ここにあらためて説くまでもない。いずれにしても、あらたに延暦の「家牒」の断片記事を、

ここに発見できたことを喜びとして、この稿を結びたい。

注

- (1) 佐藤宗諱「家牒」の成立（『平安前期政治史序説』所収）、二七七頁以下参照。なお文書である「家牒」についての研究には、西山良平「家牒・家符・家使」（『日本史研究』第二二六号）がある。
- (2) 坂本太郎「六国史」、五頁。
- (3) 佐伯有清「因幡国伊福部臣古志」の研究（『史学論集』対外関係と政治文化」第二所収）、四六八頁参照。
- (4) 「三代実録」（『新訂国史大系』第六卷所収）、七九頁。
- (5) 奈良県編『大和志料』下巻、五〇―五二頁。
- (6) 奈良県編、前掲注（5）書、四九頁。
- (7) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証篇第四、三三四頁参照。
- (8) 鎌田純一「先代旧事本紀の研究」研究の部、一一一頁参照。
- (9) この引用文は、『新訂国史大系』第八卷所収の『日本書紀私記』の丁本「日本紀私記零本」と、『新訂日本紀』巻第一、開題所引のものとに拠り、私見を混えて記した。
- (10) 鎌田純一、前掲注（8）書、七九頁参照。
- (11) 田中卓「紀氏家牒について」（『日本古典の研究』所収）、三三五―三四二頁参照。
- (12) 栗田寛「新撰姓氏録考証」上、五五九頁。
- (13) 奈良県編、前掲注（5）書、四七八頁。
- (14) 「日本書紀私記」弘仁私記序（『新訂国史大系』第八卷所収）、九頁。
- (15) この「新撰姓氏録」逸文は、『東大寺要録』巻第六、末寺章第九、大中臣事条にも「神護景雲三年右大臣中臣朝臣清曆加賜大字」とみえる。

（一九八二年十一月二十五日成稿）